

全体会計財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のあるもの……………該当なし
- ③ 満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のないもの……………出資金額
- ④ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。
なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとして
います。
また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表に資本金の記載がないため、付属明
細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 先入先出法による原価法（海陽町上水道事業会計）
- 最終仕入原価法に基づく原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 8－50年

工作物 2－70年

物品 3－15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

健全化判断比率を用い退職手当引当金を計上しており、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を加算し算出しております。

- ④ 損失補償等引当金

該当なし

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、公営企業会計については、税抜き方式によっています。

（水道事業会計、海陽町病院事業会計）

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

| 団体(会計)名 | 確定債務額 | 履行すべき額が確定していない 損失保証債務等 | | 総額 |
|---------|-------|---------------------------|---------------|------------|
| | | 損失補償等引 当金 計上額 | 貸借対照表 未計上額 | |
| 一部事務組合等 | — 千円 | — 千 | 21,580 千円 | 21,580 千円 |
| 設立法人等 | — 千円 | — 千 | — 千円 | — 千円 |
| 計 | — 千円 | — 千 | 472,464 千円 | 472,464 千円 |

(2) 係争中の訴訟等

なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

| 範囲 | 団体(会計)名 | 区分 |
|-------|----------------|--------------|
| 一般会計等 | 一般会計 | 地方公営事業 |
| 一般会計等 | 鉄道経営安定基金特別会計 | 地方公営事業 |
| 全会計 | 国民健康保険特別会計 | 地方公営事業 |
| 全会計 | 穴喰診療所事業会計 | 地方公営事業 |
| 全会計 | 後期高齢者医療特別会計 | 地方公営企業（法非適用） |
| 全会計 | 介護保険特別会計 | 地方公営企業（法非適用） |
| 全会計 | 浅川公共下水道事業特別会計 | 地方公営企業（法非適用） |
| 全会計 | 海部公共下水道事業特別会計 | 地方公営事業 |
| 全会計 | 穴喰公共下水道事業特別会計 | 地方公営事業 |
| 全会計 | 神野農業集落排水事業特別会計 | 地方公営事業 |
| 全会計 | 川西農業集落排水事業特別会計 | 地方公営事業 |
| 全会計 | 漁業集落排水事業特別会計 | 地方公営事業 |
| 全会計 | 海陽町上水道事業会計 | 地方公営企業（法適用） |
| 全会計 | 海陽町病院事業会計 | 地方公営企業（法適用） |

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業のうち、該当規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 30 年度までに着手かつ集中取り組み期間内に当該規定等を適用するものに限り。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。

したがって、一般会計等における他会計への繰入金等が内部相殺されていません。

| 会計名 | 企業債残高 | 他会計繰入金 |
|--------------|-------|-----------|
| 川西簡易水道事業特別会計 | なし | なし |
| 海部簡易水道事業特別会計 | なし | 38,957 千円 |
| 中里簡易水道事業特別会計 | なし | なし |
| 川上簡易水道事業特別会計 | なし | なし |

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したもとして調整しています。

- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支

| | | |
|-------|--------|----|
| 一般会計等 | 26,781 | 千円 |
| 全体会計 | 5,560 | 千円 |